

電源開発株式会社「(仮称)高知県国見山周辺における風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和2年1月17日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)高知県国見山周辺における風力発電事業環境影響評価方法書について、電源開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、高知県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：高知県南国市中ノ川、香美市繁藤、椋谷、上穴内及び土佐郡土佐町、長岡郡本山町、大豊町

原動力の種類：風力(陸上)

出力：最大50,600kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成31年	1月	8日
環境大臣意見受理	平成31年	3月	26日
経済産業大臣意見発出	平成31年	4月	4日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和元年	6月	25日
住民意見の概要等受理	令和元年	9月	26日
高知県知事意見受理	令和元年	12月	20日
経済産業大臣勧告発出	令和2年	1月	17日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内
電話03-3501-1742(直通)

電源開発株式会社「(仮称) 高知県国見山周辺における風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 対象事業実施区域は、工事中及び風力発電施設設置後における、水質・水量の変化などの水環境への影響が懸念されることから、河川や沢筋への影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。
2. ハヤブサは、山間部においても高い崖がある環境では生息している可能性があるため、調査すること。

(高知県知事からの意見書の写しを添付)